

発議第5号

米原市議会委員会条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項および米原市議会会議規則（平成30年米原市議会規則第1号）第14条第2項の規定により、上記の議案を提出する。

令和3年3月25日提出

米原市議会議長 松 宮 信 幸 様

議会運営委員会委員長 北 村 喜代隆

提案理由

行政組織機構の改編により各常任委員会の所管事項を変更するためこの案を提出する。

米原市議会委員会条例の一部を改正する条例

米原市議会委員会条例（平成30年米原市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中ウを削り、同号エ中「および福祉医療」を「福祉医療、環境保全および自然保護」に改め、同号エを同号ウとし、同号ウの次に次のように加える。

エ まち整備部の所管に関する事項（地域経済および観光の振興に関する事項（観光に関する事項は除く。）に限る。）

第2条第2項第2号イ中「健康福祉部」を「くらし支援部」に改め、同号ウを削る。

第2条第2項第3号アおよびイを次のように改める。

ア 市民部の所管に関する事項（環境保全および自然保護に関する事項に限る。）

イ まち整備部の所管に関する事項（地域経済および観光の振興に関する事項は、観光に関する事項に限る。）

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

米原市議会委員会条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数および所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数および所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務教育常任委員会 6人</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 市民部の所管に関する事項(国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度、福祉医療、環境保全および自然保護に関する事項は除く。)</p> <p>エ <u>まち整備部の所管に関する事項(地域経済および観光の振興に関する事項(観光に関する事項は除く。))に限る。</u></p> <p>オ～コ 略</p> <p>(2) 健康福祉常任委員会 6人</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>くらし支援部の所管に関する事項</u></p> <p>(3) 産業建設常任委員会 6人</p> <p>ア <u>市民部の所管に関する事項(環境保全および自然保護に関する事項に限る。)</u></p> <p>イ <u>まち整備部の所管に関する事項(地域経済および観光の振興に関する事項は、観光に関する事項に限る。)</u></p> <p>ウ 略</p> <p>(4) 略</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数および所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数および所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務教育常任委員会 6人</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>地域振興部の所管に関する事項</u></p> <p>エ 市民部の所管に関する事項(国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度および福祉医療に関する事項は除く。)</p> <p>オ～コ 略</p> <p>(2) 健康福祉常任委員会 6人</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>健康福祉部の所管に関する事項</u></p> <p>ウ <u>こども未来部の所管に関する事項</u></p> <p>(3) 産業建設常任委員会 6人</p> <p>ア <u>経済環境部の所管に関する事項</u></p> <p>イ <u>土木部の所管に関する事項</u></p> <p>ウ 略</p> <p>(4) 略</p>	<p>・行政組織機構の改編により各常任委員会の所管事項を変更する。</p>